

議案第71号

朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和6年12月11日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）によって国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証の廃止に伴う規定の項ずれが生じたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険条例（平成17年朝来市条例第154号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（罰則） 第10条 世帯主が、法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	（罰則） 第10条 世帯主が、法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。